

秦野市猫の適正飼育ガイドライン

目次

I ガイドライン

○ はじめに

- 1 飼い猫の適正飼育・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
- 2 飼い主のいない猫の適正管理・・・・・・・・P 3
- 3 地域猫活動・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
- 4 秦野市が行う猫に関する取り組み・・・・P 8
- 5 市民の皆さんに協力していただきたいこと・・・P 12
- 6 緊急・災害時対策・・・・・・・・・・・・P 13

II 用語の定義及び猫の特性・習性

- 1 用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・P 14
- 2 猫の特性・習性・・・・・・・・・・・・P 14

III 関連法令等

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律・・・・P 16
- 2 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例・・・P 17
- 3 動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令
告示 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準・・・P 18

IV 「秦野市猫の適正飼育ガイドライン」策定に係る意見交換会

- 参加者一覧・・・・・・・・・・・・・・・・P 22

I ガイドライン

〇はじめに

猫は古くから、人に飼われ、親しまれてきた動物ですが、その飼い方については適切なルールが作られていない中で、「飼い猫」と「飼い主のいない猫」が同じ街に暮らしています。近年の都市化に伴う生活環境の変化や生活時間の多様化などにより、時代とともに飼育方法は変化していますが、気づかずに不適切な飼育をしてしまっている人や、飼育放棄する心無い人がいることも事実です。

また、不適切な飼育や心無い行為から「飼い主のいない猫」となってしまった猫に対し、エサを与えるだけで後片付けをしない無責任なエサやり行為が「飼い主のいない猫」の生息数をさらに増やしてしまうことがあります。

地域に生息する猫が増えすぎると、糞や尿による悪臭、ゴミあさり等の問題が引き起こされ、地域の生活環境問題となるだけでなく、無責任なエサやりをしている人と被害を受けている人の住民間トラブルに発展してしまうかもしれません。

本ガイドラインは、猫の正しい飼い方、管理の方法、飼育するために必要となるルール、飼い主や地域住民、動物病院やボランティア団体、そして行政が取り組むべき役割を明確化することにより、適切な飼育や動物愛護への理解を啓発し、人と動物との共生による心豊かなまちづくりを進めることを目的としています。

1. 飼い猫の適正飼育

(1) 猫を飼う前の心構え

飼い主になるためには、猫の特性を理解し、飼育環境を整え、猫の生涯（平均寿命11.9歳：2014年時点東京農工大と日本小動物獣医師会の大規模調査より）に責任を持ち、大切に飼う心構えを持つことが必要です。猫を飼う前には、必ず家族全員で十分に話し合い、高齢者や一人暮らしの方については、何かあった時に飼育を支援できる人を確保してから、猫を飼い始めましょう。

また、新たに猫を飼う場合は、ペットショップやブリーダーから購入する前に、動物愛護センターやボランティア団体等に相談し、保護されている猫の新しい飼い主となることも検討して下さい。

(2) 屋内飼育の推進

猫は飼育環境を整えることで、屋内だけでも十分に飼育できます。屋内飼育をすれば、飼い主とともに過ごす時間と触れ合う機会も増えるので、お互いのつながりが親密になり、心豊かな生活を送ることができます。

また、交通事故や感染症の危険からも猫自身を守ることができるだけでなく、近隣への生活環境への被害を未然に防ぐことができるため、近隣住民とも良好な関係を保つことができます。猫が苦手な方やアレルギーなどで接触を避ける方がいることを理解しましょう。屋内飼育に当たっては、猫用のトイレを設置し、そこで排せつするようしつけましょう。近隣住民に迷惑をかける適切な飼い方をすることが飼い主に求められます。

(3) 不妊・去勢手術の実施

繁殖を望まない場合は、不妊・去勢手術のメリットを十分に理解した上で繁殖制限の措置を行いましょう。不妊・去勢手術には、猫特有の性ホルモンに関連する行動（縄張りを示す尿スプレー、発情期の鳴き声、けんか等）を抑える効果があるといわれています。猫のストレスも減らすことができるとともに、生殖器の病気予防にもなりますので、寿命を延ばすことにもつながります。

不妊・去勢手術をしないまま屋外で猫を飼育することは、望まない繁殖にもつながりますので、そのような子猫を生み出さないよう不妊・去勢手術を必ず実施しましょう。

(4) 身元表示

猫の所有者を明らかにすることは、飼い猫へのしつけなど、飼い主としての社会的な責任を明確にすることになります。「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」においても、自己が飼養している旨を明示するよう努めることが、飼養者の責務とされています。

屋内飼育の猫でも、災害時など、万一の事態にも飼い主がすぐわかるように、迷子札の他にマイクロチップを挿入するといった対策をとりましょう。

【参考1】マイクロチップとは

マイクロチップ（以下、「MC」）は、個体識別装置で、猫の個体識別を可能にする直径2mm長さ8～12mmの円筒形の電子標識器具です。通常は猫の皮下に埋め込んで使用します。それぞれのMCには番号が記録されており、読取機（リーダー）で番号を読み取り、猫の個体識別ができます。猫は生後4週間頃から、動物病院で有償（秦野市の助成制度あり）によりMCの埋め込みが可能です。迷子、災害、事故など、いざという時に、猫と飼い主にとって安心で確実な身元証明になります。

(5) 健康管理

猫の病気について正しい知識を持ち、ワクチン接種などの感染症予防やノミ、ダニの駆除等の健康管理は、獣医師と相談しながら適切に実施しましょう。動物から人に感染する動物由来感染症（ズーノーシス）については、国（厚生労働省）がホームページやハンドブックなどで情報提供しています。

また、猫はもともと肉食であり、人と比べて高たんぱくや高脂肪のエサを好みます。猫の特性に合わせ、栄養バランスを考えたエサを与えてあげましょう。一緒に暮らす猫も人も健康で安心な生活ができるように常に心がけてください。

(6) 終生飼育

家族の一員として、愛情と責任を持って終生飼育しましょう。飼えないからと動物を捨てることは犯罪です（100万円以下の罰金「動物の愛護及び管理に関する法律」）。動物を危険にさらし、飢えや乾きなどの苦痛を与えるばかりでなく、近隣住民にも多大な迷惑になりますので、最後まできちんと飼育しましょう。

2. 飼い主のいない猫の適正管理

飼い主のいない猫にかかわる問題は、無責任なエサやりが原因とされていますが、不妊・去勢手術をしないまま屋外で猫を飼育したり、飼いきれずに捨てたりする無責任な行為も原因の一つにあります。飼い主のいない猫から生まれた子猫や捨て猫にエサを与える気持ちは、決して悪いことではありません。むしろ、その優しい気持ちは大切にしていきたいものです。

しかし、無責任なエサやりは、飼い主のいない猫をさらに増やし、地域の衛生環境の悪化や近隣住民とのトラブルの原因となりますので、飼い主のいない猫の世話をする人も、ルールを守って適切な飼育を行い、地域住民の理解を得られるように努力しましょう。

(1) エサやりのルール

近隣住民の理解が得られる範囲で、エサを与える時間と場所（土地所有者の同意を得ること）を限定し、決めた猫に食べきれる分量だけを与えましょう。置きエサでは、エサを食べている猫の数や健康状態を把握することができません。直接、猫にエサを与え、感染予防などの世話をし、猫との関係を築くことができます。

また、置きエサは、他の地域から猫が流入する原因となるほか、食べ残しのエサを放っておくと、それを目当てに鳥やネズミなどが集まり、地域の衛生環境の悪化にもつながります。食べ残しはすぐに片付けましょう。

(2) 猫用トイレの設置及び清掃管理

エサを与え続けると、猫はその場所に居着き、近くで排せつするようになります。猫の数が増えれば、近隣住民の庭や花壇・畑などで糞尿する猫も増えるため、トラブルに発展してしまいます。飼い主のいない猫にエサを与える人は、自宅の庭など敷地内に猫用トイレを1匹につき1か所（目安）設置するようにしてください。砂や軟らかい土などを使ったり、市販されている猫用トイレを設置したりするなど、用意したトイレに排せつするようコントロールしてください。

また、近隣住民の理解が得られ、猫が人目を避けられるような場所に設置するとともに、トイレは常に清潔を保つようにしましょう。

【参考2】猫が家の敷地に入って来ない方法

猫が自宅の敷地に入ってくるのがどうしても我慢できない方は、猫が家の敷地に入って来ない方法として効果があると思われるものを一覧表に挙げてみましたので、お試しください。

～ 猫が家の敷地に入って来ない方法 ～

1	市販の忌避剤	ペットショップや薬局、ホームセンター等で販売しています。
2	食用酢	食用酢を散布するか、容器に入れて通路に置きます。
3	柑橘類の皮	ミカン等の柑橘類の皮をまきます。
4	重曹	撒いたり、土に混ぜ込むことで、猫のにおいを消すことができます。
5	園芸用の灰	園芸用の炭粉など、ホームセンターや園芸店で販売されています。 ※体を舐める習性から、足の裏が汚れるのを嫌います。
6	木酢液	園芸用肥料としてホームセンター等で販売されています。 容器に入れるか、スポンジや布に浸み込ませて置きます。
7	香りの強いハーブ	猫の嫌がる香りのするレモングラスやルーを植えます。
8	ニンニク	ニンニクを細かく切ってまきます
9	とうがらし	刻んだものを撒きます。 ※パウダーはアリが食べてしまいます。
10	コーヒーかす、茶殻	コーヒーのかす、どくだみ茶などの茶殻を散布します。
11	バークチップ	大きめの園芸装飾用木片をまく。 ※歩行を困難にし、環境の変化で不安をあおる。
12	網やネット	猫が入れないように網やネットなどを張り、進入路を防ぎます。
13	シート	ホームセンターや園芸店で販売されています。塀の上などが有効です。
14	水をまく	水をたっぷりまきます。猫の通り道、フンをする場所に水をまいておきます。水を入れたペットボトルを設置する方法は、効果はほとんどありません。場合によっては、火災の原因となるのでやめましょう。
15	センサー感知ブザー	防犯用として市販されているブザーを利用します。
16	超音波機器	赤外線センサーにより猫が通ると自動感知し、猫の嫌う特殊超音波を発生させるため、一方向への効果はあります。 ※子供がいる場所には置かないでください。

※個体差もあり、あまり反応しない猫もいます。また、方法によっては効果が長続きしない場合や、反復継続することが必要な場合が多く、だんだんと猫が慣れてしまっただけで反応しなくなる場合もあります。

なお、化学薬品などは、化学物質過敏症など健康被害の誘因となる可能性があるため、使用はひかえてください。

(3) 不妊・去勢手術の実施

猫は生後5か月くらいから、一年に3～4回発情し、出産を繰り返す繁殖力が非常に強い動物です。地域に生息する猫が増えすぎないように飼い主のいない猫にエサを与える人も、責任を持って、必ず不妊・去勢手術を行うようにしてください。不妊・去勢手術は、生後6か月を目途に行うことができます。

手術をするために飼い主のいない猫をいきなり保護することは、とても難しいことですので、定期的にエサを与え、人に慣れてもらうところからスタートし、まずは飼い主のいない猫との関係を築いていくことが大切です。猫が人に慣れていない状態では、動物病院での手術も困難なものになってしまいますが、関係を築くことができれば、保護することも容易になりますので、不妊・去勢手術を実施する日を動物病院と調整することもできるようになります。

しかし、警戒心が強く、定期的にエサを与えても保護することができない、捕まえることができない猫もいます。容易に保護できない猫に対しては、捕獲器を利用することも一つの方法です。捕獲器の貸出を行っている動物愛護ボランティア団体等もありますので相談してみましょう。

また、不妊・去勢手術をした猫には手術済みであることが分かるように耳先カットなど目印をしてください。それにより再び保護されてしまうことを防ぐことができます。秦野市では、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術に対し、秦野市獣医師会の協力のもと助成をしています。

【参考3】 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術活動（TNR活動）

TNRとは、①猫を捕獲する（Trap）、②猫に不妊・去勢手術を施す（Neuter）、③猫が生活していた元の地域へ戻す（Return）という頭文字をとったものです。飼い主のいない猫を今以上に増やさないために、動物愛護ボランティア団体等によって継続的なTNR活動が行われています。

(4) 飼ってくれる人を探す取組み

終生飼育してくれる飼い主がいることが、猫にとっても幸せなことであり、終生飼育によって飼い主のいない猫の数を減らす助けとなります。できるだけ新しい飼い主を探すなどして、飼い主のいない猫を飼い猫とする努力をしましょう。

3. 地域猫活動

飼い主のいない猫の問題を地域の生活環境問題として考え、不妊・去勢手術を実施した猫へのエサやりやトイレの清掃管理など、地域住民の協力を得て、その地域で飼育管理することを地域猫活動といいます。住民トラブルの解消に向けた活動として、自治会等の地域が中心となり、猫が苦手な人や猫の管理に反対の方も含めて地域で話し合い、地域住民の理解と合意を得て、活動を進めていくものです。

飼い主のいない猫をよそに追い払ったり捕獲・駆除したりするのではなく、猫の生息数を増やさないようにしながら人と猫が地域で共生できるようにしていくことが目標となります。

(1) 飼い主のいない猫の生息数の把握

まずは、猫が多い原因を調べましょう。無責任なエサやりの有無や苦情の発生状況、飼い猫の飼育状況など、自治会等の地域でアンケートを実施したり、TNR活動をしている動物愛護ボランティア団体に相談したりすることで、飼い主のいない猫の状況を把握しましょう。

(2) 地域での話し合い

地域住民の理解が得られない活動は、「猫好きな人が勝手にやっていること」という見方をされ、苦情や感情的なトラブルで行き詰ってしまうことが多くあります。地域で猫を飼い続けていくことは、猫による被害を受けている人にとって我慢できないことかもしれません。飼い主のいない猫の数を減らすことで、周囲の被害をなくし、周辺環境を良くしていくという、猫を迷惑に思っている人にも猫が好きな人にも共通の利益を示さなければ、地域の理解を得ることは難しいでしょう。

そのためには、理解が得られるような目標を設定することも大切です。「不妊・去勢手術をしたうえで、エサやりやトイレ清掃管理などの協力者を発掘し、数年後には猫の数を3分の1に減らす」など、地域の環境に合わせた適切な対応を話し合っていきましょう。

(3) 適正管理を地域で分担

地域猫活動の主な内容については、飼い主のいない猫の適正管理で挙げた項目（エサやりのルール、猫用トイレの設置及び清掃管理、不妊・去勢手術の実施、飼ってくれる人を探す取組み）と同じ内容になりますが、個人だけで実施するのではなく、地域の合意形成とルールの下、地域で役割を分担し、

活動を継続していくことがポイントになります。動物愛護のボランティア団体に相談することも有効です。不妊・去勢手術を行い、一代限りになった猫に対し、エサやりと後片付け、トイレの清掃管理など、地域が主体となって飼育管理することで、猫の寿命を待ってその数を緩やかに減らしていくようにしましょう。

継続的に活動していくに当たり、エサやりとトイレの管理は、定期的に行うものでとても大変です。引き受けてくれる人もなかなか見つからないかもしれません。これまで無責任なエサやりをしていた人に対しても、ルールに従って協力してもらうなど、協力者の発掘を試みましょう。

また、役割分担については、地域でよく話し合っ決めてるとともに、協力者が地域のために取り組んでいることを地域住民に周知し、活動しやすい環境にしてあげることも重要です。

【参考4】事例紹介：うんちパトロール

猫の排せつが地域の問題となったため、排せつ場所を設置し、決められた場所での排せつを促そうとした地域がありました。しかし、緑が豊かなところであったため、猫が好む場所がたくさんあり、猫の排せつ場所をコントロールすることは難しいものでした。そこで、糞で汚れた場所がないか定期的に巡回し、見つけ次第掃除をする「うんちパトロール隊」を編成し、役割分担として実行してみました。猫の被害で困っている人や猫が好きでない人でも、地域の取り組みに参加することができたため、地域の合意や理解の促進に役立った事例があります。

4. 秦野市が行う猫に関する取り組み

4-1. 飼い猫の適正飼育の普及啓発

(1) パンフレット等による啓発活動

猫の適正な飼育を推進する目的は、近隣の生活環境に悪影響を与えないことと、猫自身の健康や安全を確保することであり、飼い主一人ひとりが猫の保護者としての責任を自覚し、他人に迷惑をかけないように飼育するため、その適正飼育の方法を理解してもらうよう「屋内飼育の推進」、「不妊去勢手術の実施」、「身元表示」を中心に、広報やパンフレット等で市民に周知します。

(2) 不妊・去勢手術及びマイクロチップ装着に対する支援

秦野市では、秦野市獣医師会の協力のもと、新たに飼うことが難しく子猫の繁殖を望まない場合は、飼い猫の不妊・去勢手術に対する助成を行っています。また、所有者明示の措置に関する普及啓発のため、マイクロチップ装着に対する助成も行っています。

(3) 終生飼育の推進及び遺棄防止の啓発

飼育放棄された飼い猫とその子猫や子孫が、飼い主のいない猫となってしまうこともあるため、猫を飼うのであれば、最後まで責任を持って飼育するよう広報やパンフレット等で啓発するとともに、猫の遺棄は犯罪であることを看板等で市民に周知します。

4-2. 飼い主のいない猫を増やさないための取り組み

(1) パンフレット等による啓発活動

無責任なエサやりは、地域の衛生環境の悪化や近隣住民とのトラブルの原因になることから、飼い主のいない猫の世話をする人も、適正管理のためのルールを理解してもらうよう「エサやりのルール」、「猫用トイレの設置及び清掃管理」、「不妊去勢手術の実施」を中心に広報やパンフレット等で市民に周知します。

(2) 不妊・去勢手術に対する支援とTNR活動への協力

市内では、多くの市民の皆さんが、飼い主のいない猫を増やさないように手術費用を自ら負担して不妊・去勢手術を行っています。TNR活動のような取り組みを更に推進するため、秦野市では啓発と支援を行っていきます。

また、ルールを守って飼い主のいない猫を世話している人たちやTNR活

動をしているボランティア団体等に対し、無責任なエサやりと誤解されることや地域での対立を招くことを防止するため、地域住民の理解が得られるよう活動者向けの看板設置などに協力します。

4-3. 地域猫活動への協力

(1) 地域猫活動の周知

自治会等の住民組織による地域の合意形成を通して、地域猫活動は行われるものですが、定期的に活動内容を住民にPRし、地域住民の合意を深めていかなければ、継続的な活動はなかなか難しいものです。不妊・去勢手術だけで終わってしまう結果になり、他の地域から流入してきた猫によって、1～2年で元の状態に戻ってしまうかもしれません。重要なのは、手術後の猫の管理です。常に地域で取り組んでいる意識を維持する必要があります。活動に対する理解を住民から得るためにも、地域猫活動が行われていることを地域住民に周知することについて、市も協力していきます。

(2) 各種団体との連絡調整

地域猫活動の取り組みが円滑に推進されるようサポートしていきます。

猫の生息数を把握するために、TNR活動をしている動物愛護ボランティア団体への協力を依頼する際の連絡調整や不妊・去勢手術をした猫の新しい飼い主を探すために活動する市内ボランティア団体への連絡調整などを行います。

また、地域猫活動により保護したたくさんの猫を不妊・去勢手術するには動物病院の理解が必要です。秦野市獣医師会に連絡し、協力していただける動物病院との調整について協力します。

(3) モデルプランの構築

各団体との緊密な連携を保ちながら、モデルとなるような地域があれば、地域猫活動の取組を試行的に実施し、その結果をもとに、市内の他の地域でも応用可能な仕組みをモデルプランとして構築していきます。

平成27年度に秦野市湯の沢団地自治会では、試行的に地域猫活動を実施し、50頭以上の飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を実施しました。翌年の春には子猫を見かけなくなったことから、一定の効果が出ていると思われます。

また、不妊・去勢手術をした猫の新しい飼い主を探すことに対して、動物愛護ボランティア団体の協力を得ています。地域ごとの環境の違いはありますが、今後の猫の管理の仕方など、他の地域における地域猫活動の参考となるようにしていきたいと思えます。

4-4. 神奈川県との連携

秦野市内及び市域周辺には、市役所のほか、動物愛護管理行政担当機関として、県平塚保健福祉事務所秦野センター（秦野市曾屋2-9-9）と県動物愛護センター（平塚市土屋401）があります。猫の適正飼育に関する相談や動物愛護普及など、神奈川県と連携して進めていきます。

【県平塚保健福祉事務所秦野センター】

Tel82-1428

- ◇ 飼い主のいる猫や飼い主のいない猫に関する相談
- ◇ 飼い主のいない負傷した猫に関する相談
- ◇ 失踪届の受付
- ◇ 飼い主のいない猫の引取り（付近に親猫がおらず自活できない幼猫に限る）に関する相談
- ◇ 飼えなくなった猫の引取りに関する相談及び引取り

【県動物愛護センター】

Tel58-3411

- ◇ 動物取扱業（ペットショップ、ペットホテル等）の登録、届出、指導や動物取扱業に関する相談
- ◇ 失踪届の受付
- ◇ 飼い主のいない猫の引取り（付近に親猫がおらず自活できない幼猫に限る）に関する相談
- ◇ 飼えなくなった猫の引取りに関する相談及び引取り
- ◇ 動物愛護普及事業（譲渡前講習会、譲渡後講習会、動物教室、動物ふれあい教室等）の実施

4-5. その他、困ったときについて

- 飼い猫が迷子になってしまったら、（生活環境課）Tel86-6037
迷子になった猫の特徴（首輪の有無、雌雄の別、年齢、毛色、体格など）を市役所（生活環境課）に連絡していただくほか、県保健福祉事務所秦野センター、県動物愛護センター及び秦野警察署にも連絡してください。
- 飼い猫が亡くなってしまったら、（環境資源対策課）Tel82-4401
民間の動物霊園で葬儀・納骨・供養することができます。市でも引き取りを行っています（有料）が、動物霊園での合同の埋火葬となりますので、遺骨はお返しできません。詳細については、秦野市役所（環境資源対策課）にご相談ください。

●遺棄・虐待を見つけたら、 (秦野警察署) Tel83-0110

動物虐待とは、不必要に苦しめる行為のことをいい、正当な理由なく殺したり傷つけたりする積極的な行為だけでなく、必要な世話を怠ったりケガや病気の治療をせずに放置したり、十分なエサや水を与えないなどの行為も含まれます。猫を虐待している人を見かけたり、猫が段ボール箱に入れられて捨てられているなど、明らかに遺棄にあたる場合には、秦野警察署又は最寄りの交番に連絡してください。

飼い主のいない負傷した猫を見つけた場合は、県平塚保健福祉事務所秦野センターに相談してください。

●飼い主不明の猫の死体を見つけたら、 (環境資源対策課) Tel82-4401

道路上などで飼い主不明の猫の死体を見つけたら、市で引き取りを行っていますので、秦野市役所(環境資源対策課)へ連絡してください。

ただし、私有地内の回収はできません。

5. 市民の皆さんに協力していただきたいこと

人と猫が穏やかに暮らす街を実現するためには、行政・市民・地域・動物関係団体等が、それぞれの役割のもと、協働で取り組むことが重要です。

(1) 市民の役割

飼い主は、責任を持って適正な飼育をお願いします。飼い主のいない猫の世話をする人は、ルールを必ず守り、近隣住民に迷惑をかけないようにしてください。猫による被害で困っている人も、猫が愛護動物であることを理解するとともに、猫が問題となっている地域では、地域住民全体の問題として話し合いに積極的に参加し、このガイドラインを参考にして協力しましょう。

(2) 自治会（町内会）等の役割

地域で猫に関する問題が起きた場合には、地域の生活環境問題として、解決に向けた話し合いや活動をお願いします。住みやすい地域とするために、地域住民に対し、飼い猫の屋内飼育の推進や屋外飼育及び置きエサをやめるよう呼びかけるとともに、地域猫活動に取り組む場合には、地域住民の理解と合意形成の上、行政や動物愛護ボランティア団体等と協力しながら継続的な活動ができるよう役割分担や地域住民への周知をお願いします。

(3) 動物病院の役割

飼い主への飼い方指導、ワクチンなどの感染症予防や健康管理面の相談のほか、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の依頼があった場合は、積極的な協力をお願いします。

【秦野市獣医師会所属動物病院】

石垣動物病院	鶴巻南2-4-5	TEL79-7910	みたけ動物病院	沼袋町5-29	TEL87-2034
渋沢動物愛護病院	曲松1-4-29	TEL88-0581	山口動物病院	西田原960-2	TEL81-8276
ペットクリニック・アキ	若狭町5-7	TEL88-3931	山本どうぶつ病院	南矢名3-18-23	TEL76-8400
たちかわ動物病院	西大竹123-4	TEL83-7755	米倉動物病院	菅屋1-5-1	TEL83-7222
林動物病院	寿町2-9	TEL82-9259	丹沢の森どうぶつ病院	東田原90-5	TEL26-8686
みかん動物病院	今泉1304-3	TEL84-4565	ぼくとわたしの動物病院	北矢名1315-1	TEL75-8585
アクアどうぶつ病院	上刈町5-22	TEL83-1122			

(4) 動物愛護ボランティア団体等の役割

飼い主のいない猫に対する活動に取り組む市民に対し、TNR活動の方法やエサやりのルールの助言などをお願いします。また、自治会等が地域猫活動を行う際には、不妊・去勢手術が行われた猫の新しい飼い主探しについても協力をお願いします。

【秦野市を中心にTNR活動している団体】

相模どうぶつ愛護の会	TEL76-0015	秦野市猫との暮らしを 考える会	メールアドレス info@hadanoneko.org
------------	------------	--------------------	--------------------------------

6. 緊急・災害時対策

災害時においても、飼育動物は飼い主の責任の下、飼育管理することが必要となるため、動物愛護の観点から、秦野市では、災害時における「ペットの防災マニュアル」を策定しています。

災害が起き、避難が必要になったときは、ペットは置いて行かず一緒に連れて行きましょう。ペットも被災することでストレスを抱えてしまいます。飼い主のそばにすることでペットも安心することができるでしょう。

避難所でのペットの受け入れ場所や管理については、災害の種類や被害の大きさ、被災者の数等によって条件が異なることから、飼い主同士の話し合いの中でルールを決めていくようになっていますが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人が共同生活を送る避難所では、通常、居住スペースには入れません。飼育に必要な資材は、飼い主が持ち寄るようにお願いします。

【参考5】 ペット用防災用品の例

- ケージやキャリー（必ず1匹につき、1個ずつ用意しましょう。また、日ごろからペットが入れるように慣らしておきましょう。）
- エサ、水（最低3～5日分は確保しておきましょう。）、食器
- 予備の首輪、リード
- 迷子札や写真（はぐれた時のことを想定して、飼い主と一緒に写った写真を用意しておきましょう。）
- トイレ用品（トイレシートやその他新聞紙、ビニール袋やスコップなど）
- ワクチンの証明書

Ⅱ 用語の定義及び猫の特性・習性

1. 用語の定義

(1) 飼い猫

飼い主がいる猫のことで、飼われている環境によって、屋内のみで飼われている内猫（うちねこ）と屋外で生活する機会のある外猫（そとねこ）に分類します。

外猫は飼い主の気づかぬうちに、その糞尿などで近隣に迷惑をかけたたり、猫エイズ、猫白血病などの伝染病に感染したりする心配があります。また、不妊・去勢手術が施されていない場合は、飼い主のいない猫を生み出す原因となります。

(2) 飼い主のいない猫

特定の飼い主が存在せず、屋外で生活する猫のことです。その多くが、無責任な飼い主による「捨て猫」あるいは「不妊処置をされていない外猫」が原因で生まれた猫です。屋外で生活しているために外猫と同じく交通事故や病気に感染すること等が多く、栄養状態も悪いため短命です。

また、その多くが不妊・去勢手術が施されていないため、新たな飼い主のいない猫を生み出す原因となっています。

(3) 地域猫

飼い主のいない猫が生活している地域の住民、自治会等の理解と協力を得たうえで、地域が飼い主となり、責任を持って管理されている猫のことです。自治会等や地域のボランティアが、世話をする猫を把握するとともに、不妊手術を施し、その地域にあった方法やルールを決めて、周辺環境に配慮した飼育管理が行われます。

2. 猫の特性・習性

(1) 特性

① 視覚

猫の目は、見える範囲が広く距離を正確に判断することができます。

また、暗がりでも物を見る能力に長けています。ただし、視力は人の10分の1程度で、色の識別能力は高くありません。

② 聴覚

猫の耳は、左右を別々に動かすことができるので、音源の方向を正確に把握できます。

③ 嗅覚

猫の鼻は、鋭い嗅覚を持っています。臭いを嗅ぐことで飼い主を判別したり、他の猫とのコミュニケーションをとったりしています。

④ 触覚

口の周りや眼の上などに生えている硬いヒゲは、接触や振動に対してとても鋭敏です。狭いところを体が通り抜けられるか否かの判断にも役立っています。

⑤ 運動能力

高い場所にも簡単に登る事ができる運動能力を備えています。猫にとって高い場所は、周囲を広く見渡し、外敵から身を守ることのできる安全な場所なのです。

(2) 習性

① 食性

原則的に肉食性です。野菜に含まれる栄養素を有効に利用することができず、たんぱく質と脂質を非常に多く必要とします。

② 繁殖

・オス猫

生後6ヵ月くらいから性行動（徘徊、喧嘩、尿スプレー）が見られるようになります。一般的に、生後18ヵ月頃からオス特有の性行動が顕著になります。

・メス猫

生後5ヵ月くらいから発情が訪れます。一般的に、発情は、1年に3～4回、約1週間続きます。そして、交尾によって排卵が起こるため、交尾をすれば確実に妊娠します。妊娠期間は60日前後で、1回あたりのお産で平均5匹の子猫を産みます。

③ トイレ

猫は、花壇や砂場のような軟らかい土や砂の上に排泄することを好み、決まった場所に排泄する習性があります。この性質を利用して、用意したトイレに排泄をできるようにコントロールすることができます。

プランターや鉢などに柔らかい土を入れたものを猫用トイレとして設置するとトイレであることがわかりにくくなるため、近隣住民にも配慮できます。

④ マーキング行動

猫が汗などの分泌物や匂い、尿などを残すことによって、自分の縄張りを明らかにし、その存在を誇示する行動です。オス猫では、発情中のメス猫に自分の存在を示す手段にもなります。

尾を上げて、木や電柱などに尿を噴射（スプレー）する行動はオス猫だけでなく、メス猫でも見られることがあります。なお、オス猫の尿スプレーは、去勢手術により多くの猫において抑制できます。

Ⅲ 関連法令等

○ 動物の愛護及び管理に関する法律（抄）

（昭和48年10月1日法律第105号）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

（動物の所有者または占有者の責務等）

第七条 動物の所有者または占有者は、命あるものである動物の所有者または占有者としての責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、または保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、または人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

2 動物の所有者または占有者は、その所有し、または占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。

3 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるように努めなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

○ 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例（抄）

（昭和54年10月31日条例第35号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事項その他動物の愛護及び管理に関する事項を定めることにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に資することを目的とする。

（飼養者の責務）

第5条 飼養者は、動物の本能、習性等を理解し、その動物を適正に飼養することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めなければならない。

2 飼養者は、動物に起因する疾病に対する知識を持つよう努めなければならない。

3 飼養者は、その動物が自己の飼養している動物である旨を明示するよう努めなければならない。

4 動物の所有者は、動物を終生飼養するよう努めるとともに、動物を飼養することができなくなった場合には、自らの責任において新たな飼養者を見つかるよう努めなければならない。

第2章 飼養者の遵守事項

（飼養者の遵守事項）

第7条 飼養者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) えさ及び水を適正に与えること。

(2) 汚物等を適正に処理することにより、施設の内外を清潔にし、悪臭または昆虫等の発生を予防すること。

(3) 動物を訓練し、または運動させるときは、公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、または汚物で汚さないこと。

(4) 動物が、人の生命、身体または財産に害を加えないように飼養し、または保管すること。

(5) 動物が逸走した場合は、自らの責任において捜索し、収容すること。

(6) 動物（法第26条第1項に規定する特定動物（以下「特定動物」という。）を除く。以下この号において同じ。）が繁殖して、自らが飼養することまたは新たな飼養者を見つけることが困難と認められる場合は、当該動物に不妊または去勢手術等の措置を講じること。

○動物愛護管理法第7条第4項の規定に基づく環境省令告示 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（抄）

（平成14年5月28日環境省告示第37号）

第1 一般原則

1 家庭動物等の所有者または占有者（以下「所有者等」という。）は、命あるものである家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって家庭動物等を取り扱うとともに、その所有者は、家庭動物等を終生飼養するように努めること。

2 所有者等は、人と動物との共生に配慮しつつ、人の生命、身体または財産を侵害し、及び生活環境を害することがないよう責任をもって飼養及び保管に努めること。

3 家庭動物等を飼養しようとする者は、飼養に先立って、当該家庭動物等の生態、習性及び生理に関する知識の習得に努めるとともに、将来にわたる飼養の可能性について、住宅環境及び家族構成の変化も考慮に入れ、慎重に判断するなど、終生飼養の責務を果たす上で支障が生じないように努めること。

4 特に、家畜化されていない野生動物等については、一般にその飼養及び保管のためには当該野生動物等の生態、習性及び生理に即した特別の飼養及び保管のための諸条件を整備し、及び維持する必要があること、譲渡しが難しく飼養の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種が含まれていること等を、その飼養に先立ち慎重に検討すること。さらに、これらの動物は、ひとたび逸走等により自然生態系に移入した場合には、生物多様性の保全上の問題が生じるおそれが大きいことから、飼養者の責任は重大であり、この点を十分自覚すること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物をいう。
- (2) 家庭動物等 愛がん動物または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として家庭等で飼養及び保管されている動物並びに情操の涵かん養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物をいう。
- (3) 管理者 情操の涵かん養及び生態観察のため飼養及び保管されている動物並びにその飼養及び保管のための施設を管理する者をいう。

第3 共通基準

1 健康及び安全の保持

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理に応じた必要な運動、休息及び睡眠を確保し、並びにその健全な成長及び本来の習性の発現を図るよ

うに努めること。

- (1) 家庭動物等の種類、発育状況等に応じて適正に餌えさ及び水を給与すること。
- (2) 疾病及びけがの予防等の家庭動物等の日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、または負傷した家庭動物等については、原則として獣医師により速やかに適切な措置が講じられるようにすること。傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分認識すること。また、家庭動物等の訓練、しつけ等は、その種類、生態、習性及び生理を考慮した適切な方法で行うこととし、みだりに殴打、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。
- (3) 所有者等は、適正な飼養及び保管に必要なときは、家庭動物等の種類、生態、習性及び生理を考慮した飼養及び保管のための施設（以下「飼養施設」という。）を設けること。飼養施設の設置に当たっては、適切な日照、通風等の確保を図り、施設内における適切な温度や湿度の維持等適切な飼養環境を確保するとともに、適切な衛生状態の維持に配慮すること。

2 生活環境の保全

- (1) 所有者等は、自らが飼養及び保管する家庭動物等が公園、道路等公共の場所及び他人の土地、建物等を損壊し、またはふん尿その他の汚物、毛、羽毛等で汚すことのないように努めること。
- (2) 所有者等は、家庭動物等のふん尿その他の汚物、毛、羽毛等の適正な処理を行うとともに、飼養施設を常に清潔にして悪臭、衛生動物の発生の防止を図り、周辺的生活環境の保全に努めること。

3 適正な飼養数

所有者等は、その飼養及び保管する家庭動物等の数を、適切な飼養環境の確保、終生飼養の確保及び周辺的生活環境の保全に支障を生じさせないよう適切な管理が可能となる範囲内とするよう努めること。

4 繁殖制限

所有者は、その飼養及び保管する家庭動物等が繁殖し、飼養数が増加しても、適切な飼養環境及び終生飼養の確保または適切な譲渡が自らの責任において可能である場合を除き、原則としてその家庭動物等について去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置を講じること。

5 動物の輸送

所有者等は、家庭動物等の輸送に当たっては、次の事項に留意し、動物の健康及び安全の確保並びに動物による事故の防止に努めること。

- (1) 家庭動物等の疲労及び苦痛をできるだけ小さくするため、なるべく短い時間による輸送方法を選択するとともに、輸送時においては必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 家庭動物等の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法をとるとともに、輸送に用いる容器等は、動物の安全の確保及び動物の逸走を防止するために

必要な規模及び構造のものを選定すること。

(3) 輸送中の家庭動物等に適切な間隔で給餌及び給水するとともに、適切な温度、湿度等の管理、適切な換気の実施等に留意すること。

6 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

(1) 所有者等は、その所有し、または占有する家庭動物等と人に共通する感染性の疾病について、動物販売業者が提供する情報その他の情報をもとに、獣医師等十分な知識を有する者の指導を得ることなどにより、正しい知識を持ち、その飼養及び保管に当たっては、感染の可能性に留意し、適度な接触にとどめるなどの予防のために必要な注意を払うことにより、自らの感染のみならず、他の者への感染の防止にも努めること。

(2) 家庭動物等に接触し、または家庭動物等の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分行い、必要に応じ消毒を行うこと。

7 逸走防止等

所有者等は、次の事項に留意し、家庭動物等の逸走の防止のための措置を講ずるとともに、逸走した場合には、自らの責任において速やかに搜索し捕獲すること。

(1) 飼養施設は、家庭動物等の逸走の防止に配慮した構造とすること。

(2) 飼養施設の点検等、逸走の防止のための管理に努めること。

8 危害防止

所有者等は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）

第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれのある動物（以下「人に危害を加えるおそれのある家庭動物等」という。）を飼養及び保管す場合には、次の事項に留意し、逸走の防止等、人身事故の防止に万全を期すこと。

(1) 飼養施設は、動物が逸走できない構造とすること。

(2) 飼養施設は、飼養に当たる者が、危険を伴うことなく作業ができる構造とすること。

(3) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等の逸走時の措置についてあらかじめ対策を講じ、逸走時の事故の防止に努めること。

(4) 所有者等は、飼養施設を常時点検し、必要な補修を行うとともに、施設の確認をするなど逸走の防止のための管理に万全を期すこと。

(5) 捕獲等のための機材を常備し、当該機材については常に使用可能な状態で整備しておくこと。

(6) 所有者等は、人に危害を加えるおそれのある家庭動物等が飼養施設から逸走した場合には、速やかに関係機関への通報を行うとともに、近隣の住民に周知し、逸走した動物の捕獲等を行い、家庭動物等による事故の防止のため必要な措置を講じること。

9 緊急時対策

所有者等は、関係行政機関の指導、地域防災計画等を踏まえて、地震、火災等の非常災害に際してとるべき緊急措置を定めるとともに、移動用の容器、非常食の準備等、避難

に必要な準備を行うよう努めること。非常災害が発生したときは、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めること。

第5 ねこの飼養及び保管に関する基準

1 ねこの所有者等は、周辺環境に応じた適切な飼養及び保管を行うことにより人に迷惑を及ぼすことのないよう努めること。

2 ねこの所有者等は、疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持並びに周辺環境の保全の観点から、当該ねこの飼養に努めること。飼養以外の方法により飼養する場合にあっては、屋外での疾病の感染防止、不慮の事故防止等ねこの健康及び安全の保持を図るとともに、頻繁な鳴き声等の騒音またはふん尿の放置等により周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼすことのないように努めること。

3 ねこの所有者は、繁殖制限に係る共通基準によるほか、飼養によらない場合にあっては、原則として、去勢手術、不妊手術等繁殖制限の措置を講じること。

4 ねこの所有者は、やむを得ずねこを継続して飼養することができなくなった場合には、適正に飼養することのできる者に当該ねこを譲渡するように努め、新たな飼養者を見いだすことができない場合に限り、都道府県等に引き取りを求めること。

5 ねこの所有者は、子ねこの譲渡に当たっては、特別の場合を除き、離乳前に譲渡しないよう努めるとともに、その社会化が十分に図られた後に譲渡するよう努めること。また、譲渡を受ける者に対し、社会化に関する情報を提供するよう努めること。

IV「秦野市猫の適正飼育ガイドライン」策定に係る意見交換会

○参加者一覧

第1回開催日：平成28年2月23日

第2回開催日：平成28年5月31日

(順不同敬称略)

NO	所属	氏名
1	秦野市獣医師会	みたけ動物病院
2		山口動物病院
3		林動物病院
4		たちかわ動物病院
5	動物愛護 ボランティア団体	相模どうぶつ愛護の会
6		秦野市猫との暮らしを考える会
7	秦野市自治会	秦野市上地区自治会連合会
8	神奈川県	平塚保健福祉事務所秦野センター
9		神奈川県動物保護センター
10	秦野市	環境産業部産業環境資源対策課
11		こども健康部健康づくり課

秦野市猫の適正飼育ガイドライン

平成28年11月発行

平成31年4月

編集

秦野市環境産業部生活環境課

発行

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-86-6037 (直通)

FAX 0463-82-7410